

豊中市ケアプランデータ連携システム導入助成金募集要領

1. 目的

ケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）の導入により、豊中市内に所在する介護サービス事業所等の業務効率化及び負担軽減を図ることをめざし、事業所間の紹介によりシステム導入を促進していくことを目的とします。

2. 対象者

次のいずれにも該当するものを対象とします。

- (1) 厚生労働省の作成したケアプランデータ連携標準仕様の適用範囲の表に定める連携対象のサービスを提供する事業所、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターであって、市内に事業所を有する事業者
- (2) 既にシステムを導入済みの事業所であって、令和8年7月1日から令和8年12月31日までの間にシステム未導入の事業所に対し導入方法等を紹介し、その紹介を受けて導入を完了したと当該事業所より証明された事業者

3. 補助金額

紹介を行いシステム導入完了に至った1事業所につき21,000円

4. 申請手続等 ※申請期間内であっても、予算に達し次第、終了させていただきます。

(1) 申請方法

豊中市電子申込システム上の申請フォームに必要事項を入力の上、豊中市ケアプランデータ連携システム導入助成金に係る導入証明書（様式第2号）を添付して申請してください。

(2) 提出先

豊中市 福祉部 長寿社会政策課
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

(3) 申請期間

令和8年(2026年)7月27日(月)～令和9年(2027年)1月15日(金) ※必着

申請は随時、先着順にて受け付けいたします。なお、申請期間内であっても予算額の上限に達した時点で受付を終了します。（同時刻の重複受付にて上限到達した場合は抽選とします）

5. 助成金の交付

先着順に審査のうえ、交付することが適当と認められたものについて交付決定を行い、豊中市ケアプランデータ連携システム導入助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。

なお、助成金の交付をしない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知をします。

交付については、下記のスケジュールで振り込みます。

7月～11月……申請月の翌月末に振込み

12月～1月15日…2月末に振込み

6. その他

助成金の交付決定後、交付にいたる要件を満たしていない事実や不正等が発覚した場合は、豊中市は、豊中市ケアプランデータ連携システム導入助成金交付決定取消通知書（様式第4号）にて助成金の交付決定の取消しを通知し、すでに助成金が交付されている場合は返還を求めることがあります。

<問合せ・郵送先>

豊中市 福祉部 長寿社会政策課（第二庁舎3階）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

電話：06-6858-2868

E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp

受付時間：平日9時から17時まで（土日・祝日・年末年始を除く）